

駐車場使用規定

【特約事項】

1. 乙は、本契約成立時に、事務手数料として、甲に賃料の1ヶ月分を支払うものとする。
2. 解約時は、最終日の 24 時迄に車を移動させるものとする。
3. 配布された駐車証シールを当該バイクの確認できる位置に貼付するものとする。
4. 20 番区画は原付専用区画とする。

【駐車場使用規定】

1. 車両はすべて駐車場内では、最徐行すること。
2. 車両備え付けの携行缶以外の火気を誘発する恐れのある物品を駐車場内に 持ち込まないこと。
3. 駐車場内では喫煙しないこと。
4. 所定以外の場所に車両を格納しないこと。
5. 所定の場所に駐車後は、必ず車両の窓を締めドアの鍵をかけること。
6. 駐車場内に、ぼろ、紙屑、その他を捨てないこと。
7. 車両の汚損、悪臭またはその他の事情により他の利用者に及ばず迷惑の大 なるときは契約を解除する。
8. 近隣の迷惑を考え一切の行為は静粛であること。

以上

